

## コミットメント型ライツ・オファリングにおけるQ&amp;Aモデル

このモデルは、コミットメント型ライツ・オファリングに際し、発行会社が株主をはじめとする投資家に対して行う当該ライツ・オファリングに関する説明をQ&Aの形式で記者発表資料に記載する場合の内容として標準的と考えられるところをまとめたものである。

実際の記載に当たっては、当該ライツ・オファリングの内容に合わせて適宜記載内容の変更・追加を行い、法令等に照らして適切であるかどうかの最終的な判断は個別事例ごとに検討・判断する必要がある。

なお、このモデルは、次に掲げる各項目を条件とするコミットメント型ライツ・オファリングを前提としている。

1. 普通株式1株につき新株予約権1個を割り当て、当該新株予約権1個を行使することで普通株式1株（新株式）を交付。
2. 株式の売買単位100株、新株予約権の売買単位100個。
3. ライツ・オファリングに当たり、権利割当日の前日を株主確定日とする総株主通知請求の方法を用いる。

また、【 】内は用語の選択肢を、[ ]内は記載に当たっての留意事項を、それぞれ表している。

## 1. 新株予約権無償割当てを利用したライツ・オファリングの基本的な仕組みについて

(1)

Q) ライツ・オファリングの概要について教えて欲しい。

A) ライツ・オファリングは株式会社の資金調達手法の一つであり、普通株式を目的とした新株予約権を株主に割り当てるものです。

本件については1株の当社普通株式に1個の本新株予約権が割り当てられ、1個の本新株予約権の行使により1株の当社普通株式が交付されます。当社は、新株予約権の割当日の前営業日を株主確定日とし、当該株主確定日時点の株主に持株数に応じて本新株予約権を無償で付与し、交付された本新株予約権について行使期間において行使され行使価額の払込みを受けた場合に、当社普通株式を交付します。

本新株予約権は〇〇証券取引所の新株予約権の市場に上場されるため（〇〇証券取引所からの上場承認を前提とします。以下同様です。）、本新株予約権の上場期間中、市場での売買が可能です。

(2)

Q) ライツ・オファリングの特徴は、何か。

A) ライツ・オファリングは、一般的な公募増資や第三者割当増資と比較して、既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられる点が特徴であると理解しております。

また、(株式の)株主割当増資や従来の新株予約権の無償割当てと比較して、割り当てられた新株予約権が証券取引所において上場される点が特徴であると理解しております。

(株式の)株主割当増資では、株式を引き受ける権利の第三者への譲渡が基本的に認められず、また、従来の新株予約権の無償割当てでは、割り当てられた新株予約権の売却の機会が実質的には限られるため、新株予約権が割り当てられた株主はそれを行行使するか失権させるかの二択を迫られることとなると理解しております。

この点、ライツ・オファリングでは、新株予約権は証券取引所において上場され、市場取引による売却の選択肢が新株予約権者に付与されているため、新株予約権の行使を望まない場合は、新株予約権を市場取引により売却しその対価を得ることができます。

平成〇年〇月〇日(〇)から平成〇年〇月〇日(〇)までの行使期間(引受証券会社以外の新株予約権者の行使期間をいいます。)において本新株予約権者によって行使されなかった本新株予約権は、当社が、取得条項に基づき取得します。

当社は、その新株予約権を、引受契約を締結した証券会社に譲渡し、その証券会社はその新株予約権全てを、自ら行使するか第三者に行使させます。

これにより、ライツ・オファリングで割り当てられた新株予約権は全て行使されることとなり、当社は当初予定した金額の資金調達を実現することができます。

(3)

Q) 新株予約権とは何か。

A) 新株予約権とは、その権利を保有する者(新株予約権者)が、行使期間において行使し行使価額(新株予約権の行使に際して払込みを要する当社普通株式1株当たりの金額をいいます。)を払い込むことにより、発行会社から、その新株式の発行、又は自己株式の交付を受けることができる権利をいいます。

本新株予約権の行使価額及び行使期間等の詳細な内容につきましては、当社の平成〇年〇月〇日付「新株予約権無償割当て(ライツ・オファリング(コミットメント型))に関するお知らせ」本文をご参照ください。

(4)

Q) 本新株予約権の上場概要について教えて欲しい。

A) 本新株予約権の新株予約権の割当を受ける株主確定日である平成〇年〇月〇日(〇)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償で割り当てられます。また、当該株主確定日の翌営業日である平成〇年〇月〇日(〇)から本新株予約権は〇〇証券取引所〇〇市場へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成〇年〇月〇日(〇)を予定しておりますが、具体的には、追って〇〇証券取引所より発表されます。同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日となりますが、売買の取次について詳しいことは、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせ

ください。

(5)

Q) 新株予約権者には、どのような選択肢があるのか。

A) 新株予約権者の選択肢としては、大別して、

- ① 本新株予約権の行使
- ② 本新株予約権の売却
- ③ ①及び②のいずれも行わない

という3つが考えられます。また、③の場合は、当社による取得条項に基づき、当社が取得することとなります。

- ① 本新株予約権を行使する場合、行使価額（1株当たり〇円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込むことにより、当社普通株式を取得することとなります（詳細は下記「3.本新株予約権の行使について」をご参照ください。）。
- ② 本新株予約権を市場で売却する場合、本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額を得ることができますが、当社普通株式を取得することはできません（詳細は下記「4.本新株予約権の取引について」をご参照ください。）。
- ③ ①及び②のいずれも行わなかった場合、当社は、平成〇年〇月〇日、取得条項に基づき本新株予約権を取得し、取得する本新株予約権の新株予約権者の皆様に配当金領収証方式により対価を支払うこととなります。取得に当たっての対価は〇〇の時に決定いたします。このとき、本新株予約権が目的とする当社普通株式の価格等の状況により、この対価が0円となる場合があります。当社が本新株予約権を取得した場合、新株予約権者の皆様は、当社普通株式を取得することはできません。

なお、上記はあくまで本新株予約権が割り当てられた場合の一般的な選択肢を示したものであり、本新株予約権を行使するのか、売却するのか、又は、行使も売却も行わずに取得条項に基づく当社による本新株予約権の取得によりその対価を受領するのかは、新株予約権者の皆様ご自身の投資判断によります。当社は本新株予約権に関して何らの投資判断のアドバイスをすることはできませんので、株主の皆様におかれましては、当社が平成〇年〇月〇日付で公表した「新株予約権無償割当て（ライツ・オファリング（コミットメント型））に関するお知らせ」及びEDINET（URL：<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて縦覧されている当社の平成〇年〇月〇日付有価証券届出書等をご参照のうえ（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されません。）ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください。

(6)

Q) 単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢があるのか。

A) ライツ・オファリングでは、当社の単元株式数である 100 株に満たない当社普通株式に対しても、1 株の当社普通株式に対して 1 個の本新株予約権が割り当てられます。

ただし、本新株予約権の売買単位は 100 個ですので、100 個未満の本新株予約権を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。

他方、本新株予約権の行使は 1 個単位から可能ですので、本新株予約権を行使することにより当社普通株式を取得することはできます。

(7)

Q) 本新株予約権の行使価額の設定理由について説明して欲しい。

A) 当社が平成〇年〇月〇日付で公表した「新株予約権無償割当て（ライツ・オファリング（コミットメント型））に関するお知らせ」の「〇. 発行条件の合理性」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額を〇円（本新株予約権の発行決議日前日の当社普通株式の終値の〇.〇%）と設定しております。これは、〇〇〇にあたって今後想定される資金需要及び本新株予約権の権利行使により発行される予定の株式数、並びに既存株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性等を総合的に勘案して決定されたものです。

(8)

Q) 新株予約権無償割当てによる当社普通株式の権利落ちの概要を教えてください。

A) 今回の新株予約権無償割当てによって、平成〇年〇月〇日（〇）から当社普通株式の株価に、権利落ちが反映されます。なお、ご参考までに、〇〇証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は[（権利付最終値＋新株払込金額）÷（1＋新株割当率）]で計算することとされております。

(9)

Q) 大株主は本新株予約権を行使するのか。

A) 当社は、今回の新株予約権無償割当てにより割り当てられることとなる本新株予約権について、特定の株主に関し、行使する予定であるか確認をしております。

(10)

Q) 本新株予約権の行使により当社普通株式が一斉に交付されるのであれば、株式価値が大きく希薄化することになるのではないかと懸念されています。

A) 本新株予約権は既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、本新株予約権を全て行使した場合には、その方が有する持分比率の希薄化は基本的に生じないものと考えております。

また、今回の新株予約権無償割当てによって、平成〇年〇月〇日（〇）から当社普通株式の株価に権利落ちが反映されますが、本新株予約権は〇〇証券取引所へ上場される予定であり、本新株予約権の行使を希望しない場合には、上場後に本新株予約権を市場で売却することにより希薄化による経済的損失をある程度軽減するこ

とができる設計となっております。

(11)

Q) 当社普通株式の信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）について説明して欲しい。

A) 信用取引に係る各種取扱いにつきましては、お取引先証券会社にお問い合わせください。

(12)

Q) 当社普通株式のりとうやミニ株の取扱いはどうなるのか。

A) 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いにつきましては、お取引先証券会社にお問い合わせください。

(13)

Q) 外国居住株主による本新株予約権の割当て、行使、売買について制約があるか。

A) 外国居住株主の皆様に対する適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問い合わせください。

外国居住株主による権利行使を制限する場合は、その内容及び市場での売却は可能である旨を記載。

## 2. 本新株予約権の割当てについて

(1)

Q) 保有株式に対して何個の本新株予約権が割り当てられるのか。

A) 新株予約権の割当てを受ける株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様は、保有する当社普通株式数と同数の本新株予約権が割り当てられることとなります。

(2)

Q) 本新株予約権の無償割当てを受けるにはどうしたらよいか。

A) 本新株予約権の割当てを受ける株主確定日は平成〇年〇月〇日（〇）となっておりますので、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続を経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。本新株予約権の無償割当てを受ける権利が付いた当社普通株式の最終売買日は、平成〇年〇月〇日（〇）となります。

なお、本新株予約権は無償で割り当てられますので、本新株予約権の割当てを受けるためには代金をお支払いいただく必要はありません（なお、本新株予約権を行使する場合には行使価額を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）お支払いいただく必要があります。）

(3)

Q) 新株予約権証券は発行されるのか。また、本新株予約権の割当ての有無はどのよう

に確認すればよいのか。

- A) 本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。当社としては、通常、新株予約権の割当を受ける株主確定日である平成〇年〇月〇日(〇)の翌営業日に、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様様の証券口座に新株予約権の残高が発生することになるものと理解しております。詳しくは、必ずご自身でお取引先証券会社等にお問い合わせください。

(4)

- Q) 株式を特別口座において保有している株主には、本新株予約権は割り当てられるのか。

- A) 特別口座(〇〇信託銀行株式会社)に記録された株式に対しても本新株予約権が割り当てられ、株式と同様に特別口座に記録されます。

なお、本新株予約権は、特別口座に記録されたままでは、行使も売却もできません。本新株予約権を行使又は売却される場合は、あらかじめ、本新株予約権者がお取引先証券会社の口座へ本新株予約権を振り替える必要がありますので、お早めにお取引先証券会社等において手続を行ってくださいますようお願いいたします。

(5)

- Q) 本新株予約権の無償割当て後はどのような書類が、いつどこに送付されてくるのか。

- A) 本新株予約権の新株予約権の割当を受ける株主確定日の約〇週間後に、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様様の住所等に、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。

なお、本新株予約権の行使及び売買につきましては、割当通知書等を受領する前から可能であり、行使については平成〇年〇月〇日(〇)から、売買については平成〇年〇月〇日(〇)(本新株予約権の上場日(予定))からお取引ができます。本新株予約権の行使又は売買のお取引を希望される場合は、必ずご自身でお取引先証券会社にお問い合わせください。

(6)

- Q) 自己株式には本新株予約権は割り当てられるのか。

- A) 会社法第278条第2項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。

### 3. 本新株予約権の行使について

(1)

- Q) 本新株予約権を行使した場合、何株の株式が手に入るのか。

- A) 本新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数は1株となっております。従いまして、本新株予約権を行使する場合、本新株予約権の残高が記録されている証券会社を通じて当社に行使価額(1株当たり〇円)を(お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて)払い込むことにより、行使した本

新株予約権の個数と同数の当社普通株式を取得することとなります。なお、本新株予約権の行使は、1個単位から可能となります。

(2)

Q) 保有する複数の本新株予約権 (例えば 1,000 個) のうち、その一部 (例えば 500 個) を行使することはできるのか。

A) 本新株予約権の行使は1個単位から可能となっておりますので、各本新株予約権者の皆様が複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することは可能です。従いまして、例えば、1,000 個の本新株予約権を保有する本新株予約権者が、そのうち 500 個のみを行使し、残りの 500 個は市場で売却することなども可能です。

なお、本新株予約権の発行要項第○項において、「各本新株予約権の一部行使はできない」旨規定されておりますが、ここでいう「一部行使」とは、1個の本新株予約権の一部 (例えば 0.5 個の本新株予約権) のみを行行使することができない旨を定めるものであり、複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行行使することを禁止する趣旨ではありません。

ただし、当社普通株式の市場での売買単位は 100 株となっているため、本新株予約権の行使の結果、交付される当社普通株式の数が 100 株未満である場合には、当該株式については市場での売買は行えませんのでご注意ください。

(3)

Q) 1個の本新株予約権の一部 (例えば 0.5 個) を行使することはできるのか。

A) 本新株予約権の発行要項第○項において「各本新株予約権の一部行使はできない」旨定められており、1個の本新株予約権の一部 (例えば 0.5 個の本新株予約権) のみを行行使することはできません。なお、先述のように 1,000 個中 500 個の行使等を禁止する趣旨ではありません。

(4)

Q) 本新株予約権の権利行使はいつまで可能なのか。

A) 【[一般の]or[引受証券会社以外の]】本新株予約権者の皆様が本新株予約権を行行使できる期間は、平成○年○月○日(○)から同年○月○日(○)までとなっております(発行要項に記載している本新株予約権の権利行使期間よりも早く終わります)。なお、証券会社によっては行使請求の受付期間がこれとは異なる場合がありますので、お取引先証券会社の行使請求受付期間につき、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

(5)

Q) 本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続をすればよいのか。

A) 本新株予約権を行行使する場合は、本新株予約権者の皆様の新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社に対し、所定の行使請求書に必要事項を記入、捺印のうえ、ご提出頂くとともに、行使価額(1株当たり○円)を(お取引先証券会社が

手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて) 払い込む必要があります。ただし、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

なお、発行要項記載の行使請求受付場所(〇〇信託銀行株式会社 本店)では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

(6)

Q) 本新株予約権の行使請求書はどこで入手できるのか。

A) 株主の皆様及び本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社で入手できます。また、当社ホームページ (<http://.....>) に行使請求書の様式を掲載しますので、これをプリントアウトしてご利用いただくこともできます。

なお、本新株予約権に係る株主割当通知書等(本新株予約権の割当を受ける株主確定日の約〇週間後に、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様へ送付)にも同封いたします。

ただし、証券会社によって行使請求書が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問い合わせください。

外国居住株主による権利行使の制限に関連し、特定の国・地域に居住していないことの宣誓を盛り込む場合、その内容は案件ごとに異なるため、その案件のために用意される行使請求書の様式を用いてもらう必要がある。

(7)

Q) 株式が手に入るのはいつか。

A) 本新株予約権者の方から証券会社が行使請求書と行使価額を受け付けた後、当該証券会社から当社への本新株予約権の権利行使の請求及び行使価額の払込みが完了した日から3営業日目に、当社普通株式について、本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における証券口座に交付される当社普通株式の残高が記録され、〇〇証券取引所で売買が可能となります。ただし、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

(8)

Q) 本新株予約権の行使により生じる費用について教えて欲しい。

A) 本新株予約権の行使に関して発生する費用は証券会社によって異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

#### 4. 本新株予約権の取引について

(1)

Q) 本新株予約権の売買を市場で行う場合、どのような手続をすればよいのか。

A) 当社としては、本新株予約権の市場での売買については、証券会社を通じて売買す

ることが可能であると理解しております。ただし、本新株予約権の売買の手続や売買請求の受付最終日等、詳しいことにつきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

(2)

Q) 本新株予約権の市場における売買単位はどうか。

A) 本新株予約権の売買単位は 100 個ですので、100 個未満の本新株予約権を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。

(3)

Q) 単元未満株に割り当てられた本新株予約権を行使した結果交付される株式は売買できるのか。

A) 当社普通株式の売買単位は 100 株ですので、100 株未満の当社普通株式を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。

(4)

Q) 本新株予約権を市場で売却した場合、いくら手に入るのか。

A) 本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額になります。

(5)

Q) 本新株予約権を市場で売却した場合、代金はいつ手に入るのか。

A) 約定日の 3 営業日後に各本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における口座に入金されます。ただし、本新株予約権の売却につきましては、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

(6)

Q) 本新株予約権の市場での売買により生じる費用について教えて欲しい。

A) 本新株予約権の市場での売買に際しては、お取引先証券会社に支払う売買手数料が発生します（具体的な手数料の金額については、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。）。

(7)

Q) 本新株予約権を市場取引で取得した場合、行使までの手続はどうか。

A) 市場で取得した本新株予約権は約定日から 3 営業日後に受け渡しとなります。かかる本新株予約権の行使に関する手続は、当初割り当てされた本新株予約権の行使と同様ですので、上記 3. (5) をご参照ください（なお、かかる本新株予約権の行使は、受渡しを受けた後に行うことになる点にご留意ください）。ただし、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

(8)

Q) 本新株予約権の売買可能期間は、いつからいつまでか。

A) 本新株予約権は、新株予約権の割当を受ける株主確定日の翌営業日である平成〇年〇月〇日(〇)から本新株予約権は〇〇証券取引所〇〇市場へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成〇年〇月〇日(〇)を予定しておりますが、具体的には、追って〇〇証券取引所より発表されます。同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日となりますが、売買の取次については詳しいことは、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

## 5. 税金について

本項目では、本新株予約権に係る税務上の取扱い等のうち、個人に関するものについての当社の考えをお示しいたします。

ただし、個人及び法人とも、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、ご自身の責任におきまして、税理士等の専門家及びお取引先証券会社にご確認くださいようお願い致します。

また、外国居住者の皆様に対する適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、各外国居住者の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士又は税理士等にお問い合わせください。

(1)

Q) 本新株予約権は特定口座と一般口座のどちらの口座に入るのか。

A) 本新株予約権を当社からの無償割当てにより取得する場合、各株主が保有している当社普通株式が、特定口座と一般口座のいずれで管理されているかにかかわらず、本新株予約権は特定口座に受け入れることができます。

また、本新株予約権を市場の売買により取得する場合、本新株予約権は特定口座に受け入れることができます。

さらに、特定口座で管理する本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は、その行使の時にその交付される普通株式の全てを特定口座に受け入れる場合には、その特定口座に受け入れることができます。

なお、証券会社によって取扱いが異なる場合がございますので、詳細はお取引先証券会社にお問い合わせください。

(2)

Q) 本新株予約権を譲渡した場合の税金はどうなるのか。

A) 無償割当てにより取得した本新株予約権の取得価額は、原則として0円となり、市場での売買により取得した本新株予約権の取得価額は取得に要した費用(売買手数料等を含みます。)となります。

本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、譲渡価額から取得価額と譲渡に要した費用（消費税等を含みます。）を差し引いた金額が譲渡益として課税対象になります。

- \* 1 平成 25 年中の譲渡益に対する税率は、10%（所得税 7%、住民税 3%）になり、また、所得税額に対し 2.1%の復興特別所得税が別途課税されます。
- \* 2 平成 26 年以後の譲渡益に対する税率は、20%（所得税 15%、住民税 5%）になります。また、平成 49 年 12 月 31 日までの間は、所得税額に対し 2.1%の復興特別所得税が別途課税されます。

(3)

Q) 一般口座で管理される本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、確定申告が必要となるのか。

A) 確定申告が必要となる場合があります。

(4)

Q) 本新株予約権の行使により新たに取得した当社普通株式の取得価額はいくらになるのか。

A) 本新株予約権の取得方法に応じ次のとおりになります。

① 無償割当てにより取得した本新株予約権の行使による場合

「権利行使による 1 株当たりの払込金額」×「権利行使により取得した株式数」により算出した額になります。

② 市場の売買により取得した本新株予約権の行使による場合

「権利行使による 1 株当たりの払込金額」+（「本新株予約権の行使直前の取得価額（取得に要した売買手数料等を含みます。）」÷「権利行使により取得した株式数」）により算出した 1 株当たりの取得価額に対し「権利行使により取得した株式数」を乗じた額になります。

なお、株主の皆様が本新株予約権無償割当ての前から保有する当社普通株式について、新株予約権無償割当てに係る権利落ちが株価に反映されますが、当該当社普通株式の課税上の取得価額には反映されません。

(5)

Q) 未行使の本新株予約権は上場廃止後、取得条項に基づき発行会社に取得されるが、この場合の課税関係はどうなるのか。

A) 未行使の本新株予約権は、取得条項に基づき当社が各株主の皆様から取得しますが、この場合、当社による本新株予約権の取得価額から各株主の皆様の取得価額を控除した額が本新株予約権の譲渡益として課税されます（当社による本新株予約権の取得価額から各株主の皆様の取得価額を控除した額が 0 未満の場合は譲渡損となります。）。

また、当社が取得する本新株予約権は上場廃止となった時点で特定口座から払い出されますので、特定口座の計算対象にはなりません。

- \* 1 非上場の新株予約権の譲渡益に対する税率は、20%（所得税 15%、住民税 5%）になります。また、平成 49 年 12 月 31 日までの間は、所得税額に対し 2.1%の復興特別所得税が別途課税されます。

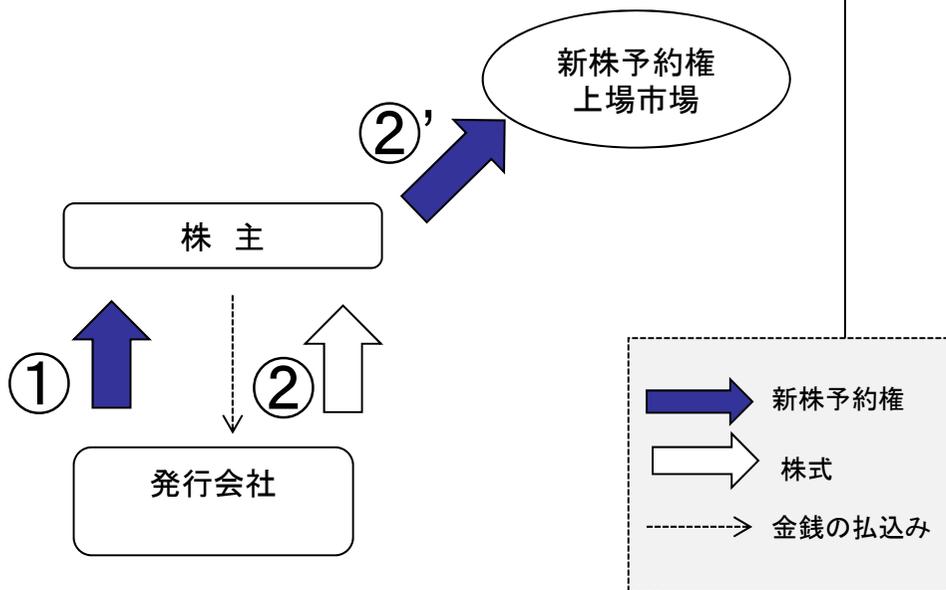
# ライツ・オフリングにより割当てられた 新株予約権証券に関する顧客への情 報提供のあり方について

平成24年6月29日  
ATCワーキング・グループ

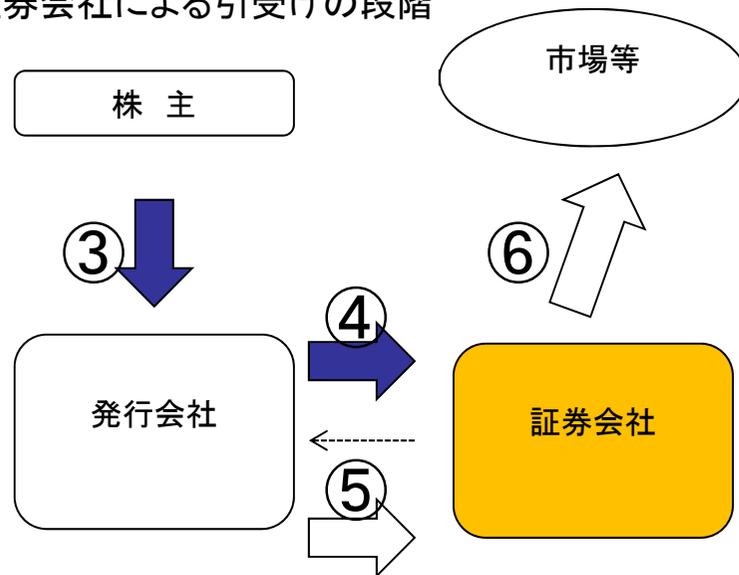
# 1. コミットメント型ライツ・オファリングとは

- 「ライツ・オファリング」とは、株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資手法。
- 株主は割り当てられた新株予約権を行使して金銭を払い込み、株式を取得する(株主は、新株予約権を行使せずに市場で売却することも可能)。
- 権利の希釈化を嫌う株主は新株予約権の行使により希釈化を回避でき、追加出資を嫌う株主は新株予約権を売却することができる。
- 「コミットメント型」とは、証券会社がライツ・オファリングでは、権利行使がなされなかった新株予約権について、発行者が取得条項に基づき取得した上で証券会社に売却し、当該証券会社が権利行使をして取得した株式を市場等で売却するというスキームをいう。以下が、その概要。

## 1. 株主に対する割当ての段階



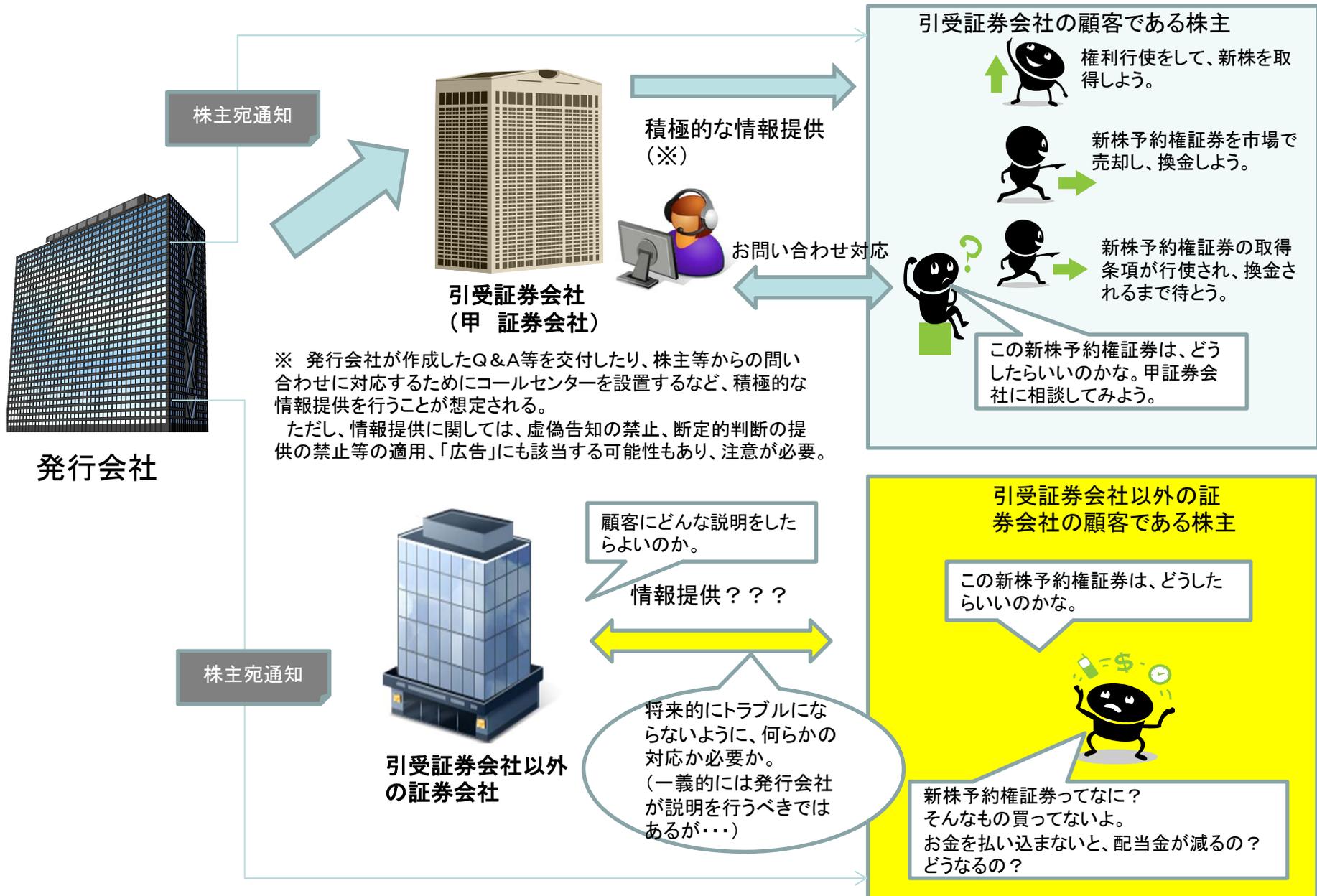
## 2. 証券会社による引受けの段階



- ① 発行会社は、新株予約権の株主無償割当てを実施
- ② 株主は、新株予約権を行使して金銭を払い込み、株式を取得
- ②' 追加出資を嫌う株主は、新株予約権を市場売却

- ③ 発行会社は、株主が行使しなかった新株予約権を取得
- ④ 発行会社は、取得した新株予約権を証券会社に売却
- ⑤ 証券会社は、新株予約権を行使して金銭を払い込み、株式を取得
- ⑥ 証券会社は、取得した株式を市場等へ売却

## 2. ライツオフリングの商品性に関する情報提供



### 3. ATC(問題の早期発見)の取組み 第3弾

・ライツ・オファリングにより割当てられた新株予約権証券に関する顧客への情報提供のあり方について

以下の事項について、自主規制における対応や発行会社との連携などに関してエクイティ委員会の下部ワーキング・グループでの検討を依頼する。

○「コミットメント(引受け)を行った証券会社以外の証券会社」における新株予約権証券の権利行使、売買等に関する顧客からの問い合わせ対応 等

# 資料 2-1

「金融商品や取引の特徴やリスク」等のコンテンツ追加等について

平成 25 年 4 月 4 日

日本証券業協会

金融商品の特徴やリスク等のコンテンツ	内容・理由
① 通貨選択型の投資信託とは【改訂】	○投資信託協会の規則改正にあわせて、「為替ヘッジプレミアム」などの用語のうち、ヘッジという言葉削除するなどの対応。
② 分配金利回りランキングの見方に注意！【新設】	<p>○評価会社、協会員、その他諸々の機関がホームページで投資信託の分配金利回りランキングを公表しているケースがある。</p> <p>○分配金の利回りの計算方法はいくつか考えられるが、例えば、年換算利回りを (過去 1 年間分配金の累計額) ÷ (直近の基準価格) × 100% で計算する場合、元本払戻し等を行い、直近の基準価格が低ければ低いほど利回りが高くなり、利回りランキングでは上位に位置することになる。</p> <p>このようなランキングをみると、投資家は、どうしても、ランキング上位の投資信託は、パフォーマンスが良いと判断してしまいがち。</p> <p>○ランキング上位の投資信託が、必ずしもパフォーマンスが良いものとは限らないので投資家は注意が必要。</p> <p>○そこで、上記のような内容について、投資家の注意を促す。</p>

金融商品の特徴やリスク等のコンテンツ	内容・理由
<p>③ 個人向け社債の特徴やリスク、価格情報の入手方法について【新設】</p>	<p>○個人向け社債に活気 11年度 2.3倍に急増(2012/4/6 日本経済新聞)</p> <p>○個人マネー、国債から社債・投信へ 大量償還機に(2012/7/31 日本経済新聞)</p> <p>○個人向け社債8割増 1～9月発行額、利回りを重視(2012/9/6 日本経済新聞)</p> <p>○電力債、強まる個人頼み 原発問題で機関投資家慎重(2012/12/7 日本経済新聞)</p> <p>○東芝、個人向け社債3年ぶりに発行 300億円(2013/1/17 日本経済新聞)</p> <p>○ソフトバンク、個人向け社債 3000億円 事業会社で過去最大(2013/2/6 日本経済新聞)</p> <p>○上記報道のように、昨今、個人向け社債の発行が増加傾向にある。</p> <p>○個人向け社債の特徴やリスク、あるいは価格情報にも目を向けるべきとの観点から、注意を促す。</p> <p>※現在、66銘柄の個人向け社債・サムライ債の店頭気配情報を発表(平成25年3月28日発表分)</p>
<p>④ 金融商品に関する広告について【新設】</p>	<p>○ソーシャルメディアを利用した広告などが増えつつあることから、投資者向けに、広告に関する留意事項などを発信し、注意を促す。</p>
<p>⑤ ディスクロージャー誌の読み方【新設】</p>	<p>○日証協ウェブサイトにおいて、「証券会社のディスクロージャー誌」を掲載していることから、その読み方についての解説を行う。</p> <p>※現在、証券会社 58社のディスクロージャー誌を日証協ウェブサイトに掲載(リンク)。</p>

**学ぶ**  
 金融・証券に関する学習情報

**調べる**  
 各種市場関連の情報

**知る**  
 証券会社などの情報

**備える**  
 安心して投資をするための情報

**資料室**  
 統計情報などの各種資料

**日証協の活動**  
 会長会見や政策提言など

現在位置 [ホーム](#) > [備える](#) > 金融商品や取引の特徴やリスク

## 金融商品や取引の特徴やリスク

### 「仕組債」とは？

» [そもそも「仕組債」とはどのような債券ですか？](#)

### 複雑な金融商品の特徴やリスクとは？

- » [E B債（他社株転換可能債券）の特徴やリスクとは？](#)
- » [日経平均リンク債等の特徴やリスクとは？](#)
- » [パワー・リバース・デュアルカレンシー債の特徴やリスクとは？](#)
- » [ノックイン型投資信託の特徴やリスクとは？](#)
- » [証券CFD（差金決済）取引の特徴やリスクとは？](#)

※「リスク」とは、「予想通りにいかない可能性」や「損害を受ける可能性」の度合いをいいます。  
 ※詳細につきましてはお取引のある証券会社や金融機関へお問合せください。

※日本証券業協会では、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託に関する自主規制規則」を制定しております。詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

### 最近取扱いが増えている投資信託の特徴や仕組みは？

- » [通貨選択型の投資信託とは？【改定】](#)
- » [毎月分配型の投資信託とは？](#)
- » [分配金利回りランキングの見方に注意！](#)

### 個人向け社債の特徴やリスクとは？

» [個人向け社債の特徴やリスク、価格情報の入手方法について](#)

### 金融商品に関する広告について

» [金融商品に関する広告について](#)

※詳細につきましてはお取引のある証券会社や金融機関へお問合せください。

株式投資、債券投資、投資信託の特徴やリスク等について、「[学ぶ](#)」で分かりやすく解説していますので、ぜひご覧ください。

#### ■ 備える

- > [投資者向けの注意喚起](#)
- > [金融商品や取引の特徴やリスク](#)
- > [証券税制関連情報](#)
- > [証券・金融商品あっせん相談](#)
- > [証券会社等の分別管理について](#)

投資者の方へ  
 Investors

学生・教育関係者の方へ  
 Students and Educators

市場関係者の方へ  
 Market participants

報道関係者の方へ  
 Press

じしゅ-きせい  
**【自主規制】**について

**学ぶ**

金融・証券に関する学習情報

**調べる**

各種市場関連の情報

**知る**

証券会社などの情報

**備える**

安心して投資をするための情報

**資料室**

統計情報などの各種資料

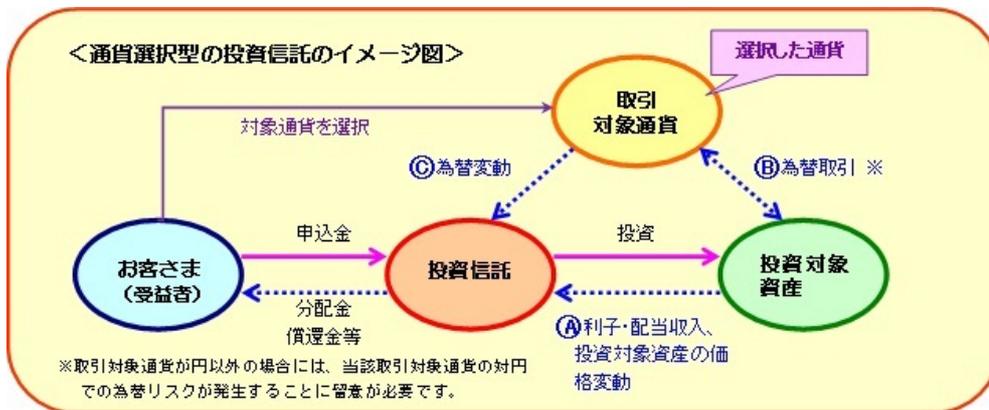
**日証協の活動**

会長会見や政策提言など

 現在位置 [ホーム](#) > [備える](#) > [金融商品や取引の特徴やリスク](#) > 「通貨選択型の投資信託」とは？

## 「通貨選択型の投資信託」とは？

### 1. 「通貨選択型の投資信託」の特徴について



- ▶ 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計された投資信託です。
- ▶ 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、これらの収益源に相応してリスクが内在していることについて注意が必要です。
  - ▶ ①投資対象資産による収益（上図A部分）
    - ▶ 投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合には、収益を得ることができます。
    - ▶ 逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、期待した収益が得られず、基準価額の下落要因となります。
  - ▶ ②為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）（上図B部分）
    - ▶ 「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。
    - ▶ 逆に、選択した通貨（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。
    - ▶ なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）や為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）は発生しません。
      - ※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。
  - ▶ ③為替変動による収益（上図C部分）
    - ▶ 上図B部分とは異なり、上図C部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」（円を除く）の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
    - ▶ 選択した通貨（円を除く）の対円レートが上昇（円安）した場合は為替差益を得ることができ

#### ■ 備える

- > [投資者向けの注意喚起](#)
- > [金融商品や取引の特徴やリスク](#)
- > [証券税制関連情報](#)
- > [証券・金融商品あつせん相談](#)

 投資者の方へ  
 Investors

 学生・教育関係者の方へ  
 Students and Educators

 市場関係者の方へ  
 Market participants

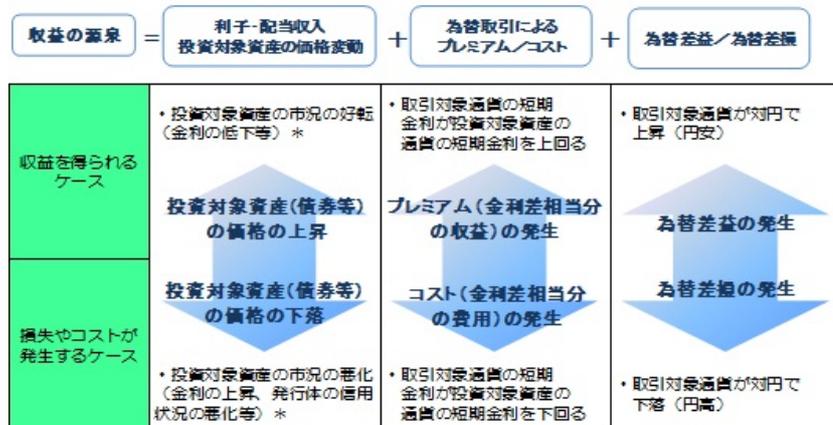
 報道関係者の方へ  
 Press

 じしゅ-きせい  
**【自主規制】について**

ます。

» 逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落（円高）した場合は為替差損が発生します。

- » 通貨選択型の投資信託が実質的に投資を行う「ハイ・イールド債」や「新興国債券」（債券の詳細については「2. 主な投資対象資産」をご参照）については、格付の高い債券に比べて相対的に利回りが高い一方、価格が大きく変動する可能性（価格変動リスク）や組入債券の元利金の支払遅延及び債務不履行（信用リスク）などが生じる可能性が高いといえます。
- » なお、これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。



\* 投資対象資産の価格の上昇/下落の要因は、資産の種類（債券、株式、不動産等）により異なります。

## 2. 主な投資対象資産について

- » ハイ・イールド債
  - » ハイ・イールド債（High Yield Bond）とは、一般的に高利回りの債券を指します。なお、ハイ・イールド債は格付の低い債券で、BB格相当以下の格付（投機的格付）が付与されている場合が多く、信用リスクが相対的に高いという面があります。
- » 新興国債券
  - » 新興国債券とは、いわゆる新興国の政府及び政府機関等の発行する債券を指します。一般的に、新興国の金利は高い経済成長率等を背景として高水準であり、それに伴って新興国債券の利回りについても高く設定されています。一方で、先進国と比べて経済状況が脆弱であること等から、新興国債券の信用リスクは相対的に高くなっていることや、市場規模が小さいため流動性が低くなっていることがあります。

[▲ ページトップへ](#)

現在位置 [ホーム](#) > [備える](#) > [金融商品や取引の特徴やリスク](#) > [投資信託の分配金利回りランキングの見方](#) > [投資信託の分配金利回りランキングの見方に注意！](#)

## 投資信託の分配金利回りランキングの見方に注意！

金融商品取引業者等や投資信託の評価会社などがインターネット等で投資信託の分配金利回りランキングを公表しています。

≫ 「分配金利回り」の計算方法はいくつか考えられますが、

例えば、分配金利回りを

$\frac{\text{（過去1年間の分配金の累計額）}}{\text{（直近の基準価格）}} \times 100\%$

で計算する場合、

元本の払戻し（特別分配金の支払）を行い、直近の基準価格が低ければ低いほど利回りが高くなり、利回りランキングでは上位に位置することになります。

	投資信託A	投資信託B
1年前の基準価格	10,000円	10,000円
過去1年間の分配金累計額	500円	500円
直近の基準価額	10,000円	8,000円
年換算利回り	5% (500円÷10,000円×100%)	6.25% (500円÷8,000円×100%)

≫ このように、1年前は同じ基準価額で1年間の分配金額も同じだった投資信託Aと投資信託Bを比べた場合、大きく値下がりした投資信託Bの方が利回りが高く表示されてしまいます。

≫ このような分配金利回りランキングをみますと、投資家は、どうしても、ランキング上位の投資信託は、パフォーマンスが良い投資信託と判断してしまいがちですが、ランキング上位の投資信託が、必ずしもパフォーマンスが良い投資信託とは限らないことを御理解ください。

≫ 商品性をきちんと理解したうえで、取引を行いましょう。

[▲ ページトップへ](#)

投資者の方へ  
Investors



学生・教育関係者の方へ  
Students and Educators



市場関係者の方へ  
Market participants



報道関係者の方へ  
Press



じしゅ-きせい

【自主規制】について

現在位置 [ホーム](#) > [備える](#) > [金融商品や取引の特徴やリスク](#) > [個人向け社債の特徴やリスク、価格情報](#) > [個人向け社債の特徴やリスク、価格情報の入手方法](#)

## 個人向け社債の特徴やリスク、価格情報の入手方法

### 1. 個人向け社債の特徴

- 社債とは、企業が設備投資などの事業資金を調達するために発行する債券のことです。社債の多くは機関投資家向けに、最低購入単位が1億円程度で発行されますが、個人投資家でも購入できるように最低購入単位を100万円程度に小口化して発行したものが「個人向け社債」です。

### 2. 個人向け社債のリスク

#### ①元利金の支払いに関する注意点【信用リスク】

- 社債発行企業などが倒産した場合などには、当該社債の元本や利息の支払いが行われない場合があります。これを「信用リスク」といいます。社債の信用リスクをチェックするには、社債発行企業について関心を持つことが必要です。発行企業の事業内容や財務状況などに関する情報など投資者にとって重要な情報は、目論見書（もくろみしょ）や有価証券報告書あるいは適時開示情報などに記載されております(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)。
- 債券には多くの場合、第三者である格付機関が「格付け」を付与しています。これは、社債の発行者が利息や元本を予定通り支払うかの信用度を評価したものです。あくまでも格付け機関が考える評価ですので、格付のみで判断できるものではありませんが、一定の目安にはなると考えられます。格付けの意味等については証券会社にお尋ねください。  
また、社債発行企業が上場会社である場合には、その会社の株価についても参考となります。たとえば、同じ業種の他の会社と比べて株価が顕著に値下がりしている場合などは、その企業の経営や財務状況に変化が生じているおそれもありますから注意が必要です。

#### ②金利変動が債券価格に与える影響【価格変動リスク】

- 景気動向、金融政策、為替・海外金利等によって、社債の市場価格は日々変動します。一般的に、金利が上昇すると市場価格が下がり、逆に、金利が低下すると市場価格は上がるという関係にあります。このように、市場価格が変動するリスクを「価格変動リスク」といいます。社債は原則として、償還（満期）まで保有すれば、元金が返ってきますが（倒産等のケースを除きます）、中途換金をする場合は時価での売却となりますから（次の③もお読みください）、値下がりにより損をすることがあります。購入時に今後の資金予定をよく確認し、ご自分に合った社債をお選びください。

#### ③流動性リスク

- 社債は中途換金が可能ですが、市場環境の変化や信用リスクの変化（①もご覧ください）により流動性（換金性）が低くなることも考えられます。証券会社は、自社が販売した社債について、原則としてお客様の売却希望にお応えして買い取りを行います。しかしながら、その社債について、市況環境が著しく悪化している場合や、上記①の信用リスクが顕在化している場合には、その社債を買い付けていただけるお客様が容易には見込めないことなどから、証券会社も容易に買い取りに応じることができないことや信用リスクなどを算定した価格（かなり安値となります。）でしか買い取りに応じることができない場合もあります。当然、証券会社に対しても法令等で財務の健全性が要求されていますし、自社が損をすることを前提にお客様から社債を買い取ることはできません。したがって、購

投資者の方へ  
Investors



学生・教育関係者の方へ  
Students and Educators



市場関係者の方へ  
Market participants



報道関係者の方へ  
Press



じしゅ-させい  
【自主規制】について

入した社債が売れない（誰も買い取ってくれない）というリスクもあることに御留意いただく必要があります。

### 3. 価格情報を知りたい場合

- » 証券会社は、日本証券業協会の自主ルールに基づきまして、顧客から社債の価格情報の提供を求められた場合には、自社の店頭における取引提示価格を提示しなければならないこととなっていますので、まずは取引証券会社にお問い合わせください。

### 4. 参考価格の情報提供（日本証券業協会の取組み）

- » 社債の売買取引は、投資家と証券会社との相対（あいたい）取引であり、取引所における株式の取引と異なりまして、実際にどのような価格帯で取引されているのか把握することは困難です。
- » また、社債については、満期保有目的で御購入されている方も多いことから、株式のように日々売買されるものではありません。さらに、社債は売買数量によって価格が異なることがあります。
- » そこで、日本証券業協会では、公社債の店頭売買の際の参考に資するため、証券会社等から店頭気配（買い気配と売り気配の仲値）の報告を受け、それを統計処理した[売買参考統計値（旧基準気配）](#)を毎日発表しています。この売買参考統計値は、企業会計や税務会計等でも利用されている公示性の高い価格であります。しかし、同参考統計値は、額面5億円程度の売買の参考となる価格でありますことから、個人投資者が実際に取引を行う際の参考価格とするにはそぐわない場合もあります。そこで、日本証券業協会では、額面100万円程度の売買の参考となる「[個人向け社債等の店頭気配情報](#)」を発表しています。
- » この個人向け社債等の店頭気配発表制度は、個人向けに発行された国内公募普通社債や国内公募円建外債（いわゆるサムライ債）の店頭気配について、引受幹事証券会社等から報告を受け、これに基づき、本協会が当該引受幹事証券会社等の報告値を発表するものです。これにより、個人投資者は、御自身が購入された社債等の流通市場における「各社毎の参考価格情報」を本協会ホームページにて一覧で御覧いただくことが可能となります。また、報告・発表される価格・利回りは、仲値（売り気配と買い気配の仲値）としています。
- » なお、これらの価格はあくまでも参考値であり、証券会社はその価格での売買を約束するものではないことにご注意ください。

○公社債店頭売買参考統計値・・・[こちら](#)からご覧いただけます。

○個人向け社債等の店頭気配情報・・・[こちら](#)からご覧いただけます。

※いずれの参考価格の発表制度についても、日本国内で発行され日本国内で公募（募集）が行われた社債が対象となっておりますので、外国で発行された社債は対象外です。日本法人が外国で発行し、日本国内に持ち込んだ社債は、この制度の対象外となっております。

[▲ ページトップへ](#)

現在位置 [ホーム](#) > [備える](#) > [金融商品や取引の特徴やリスク](#) > [金融商品に関する広告について](#) > [金融商品に関する広告について](#)

## 金融商品に関する広告について

### 1. 金融商品に関する広告

- ▶ 金融商品に関する広告は、金融商品取引業者等が、金融商品の販売を促進するために作成・利用するものであり、また、投資家にとっては、金融商品を知る際の入り口となる情報源でもあります。
- ▶ 広告には、法令や自主規制機関の規則により、記載すべき事項や記載要領などが定められています。（下の（参考）も御覧ください。）
- ▶ 広告に掲載されている内容について不明な点があれば、金融商品取引業者等に確認し、十分に理解したうえで投資するかどうかを決めましょう。
- ▶ 実際に投資を行う前に、以下のような点にも注意しましょう。
  - ・ 広告だけで判断せずに、他の資料を確認したり、金融商品取引業者等に説明を求めるなどして商品性やリスクをきちんと理解しましょう。
  - ・ 広告に表示された内容はすべてしっかり読みましょう。
  - ・ その金融商品のリスクについては不明な点がなくなるまで、納得がいくまで、金融商品取引業者等から説明を受け、十分に理解してから取引するようにしましょう。

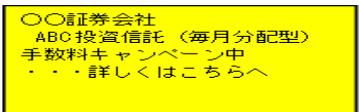
### 2. インターネットでの広告について

- ▶ インターネットのウェブ画面上のパナー（※）広告に表示された情報のみでは、一般的には金融商品の詳しいことはわかりません。パナー広告だけでなく、リンク先のページ（金融商品取引業者等の公式ページ）もよく読んだうえで取引をするようにしましょう。
 

例えば、単に「元本確保型」などと表示されている金融商品の場合には、リンク先のページにおいて、元本確保の定義や条件などをよく確認しましょう。さらに不明な点については電話などにより問い合わせをしたうえで、疑問点を伝え、説明を受け、十分に理解したうえで取引をするようにしましょう。
- ▶ ソーシャルメディア（フェイスブックやツイッターなど）における広告も上記の同様です。リンク先のページ（金融商品取引業者等の公式ページ）をよく読んだうえで取引をするようにしましょう。また、リツイートやフォローのような第三者の書き込みなどは事実と異なる内容などが含まれている可能性もありますので、注意が必要です。

※パナー（英語：banner）とは、垂れ幕や横断幕と訳されます。

（パナー広告の例）



〇〇証券会社  
 ABC投資信託（毎月分配型）  
 手数料キャンペーン中  
 ・・・・詳しくはこちらへ

[（参考） 広告等に関する法令や自主規制ルールについて](#)

投資者の方へ  
 Investors

学生・教育関係者の方へ  
 Students and Educators

市場関係者の方へ  
 Market participants

報道関係者の方へ  
 Press

じしゅ-きせい  
**【自主規制】**について

現在位置 [ホーム](#) > [備える](#) > [金融商品や取引の特徴やリスク](#) > [金融商品に関する広告について](#) > (参考) 広告等に関する法令や自主規制ルールについて

## (参考) 広告等に関する法令や自主規制ルールについて

金融商品取引業者等が金融商品に関する広告を作成する場合には、「金融商品取引法」や「不当景品類及び不当表示防止法」のほか、自主規制機関の自主ルールなどの様々な規制の適用を受けます。

### 1. 広告等（広告及び広告類似行為）における表示事項

- ① 金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
- ② 金融商品取引業者等である旨及び登録番号
- ③ 金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

例えば、

- イ. 手数料等の情報
- ロ. 保証金等の情報
- ハ. 価格の変動等により損失が生じるおそれがあることなど

### 2. 広告等の表示方法

金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について広告等をするときは、上記（1）における表示事項を明瞭かつ正確に表示しなければならないこととされています。

### 3. 誇大広告の禁止

金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について広告等をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み及び次の事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないこととされています。

- ① 金融商品取引契約の解除に関する事項
- ② 金融商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- ③ 金融商品取引契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- ④ 金融商品取引契約に係る取引市場又は取引市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項
- ⑤ 金融商品取引業者等の資力又は信用に関する事項
- ⑥ 金融商品取引業者等の業の実績に関する事項
- ⑦ 金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項 など

※ また、日本証券業協会は、協会員である金融商品取引業者等が法令や自主規制ルールを守って適切な広告等を行えるようにする目的で、「[広告等に関する指針](#)」を作成しています。

[▲ ページトップへ](#)

投資者の方へ  
Investors



学生・教育関係者の方へ  
Students and Educators



市場関係者の方へ  
Market participants



報道関係者の方へ  
Press



じしゅ-させい

**【自主規制】**について

学ぶ

金融・証券に関する学習情報

調べる

各種市場関連の情報

知る

証券会社などの情報

備える

安心して投資をするための情報

資料室

統計情報などの各種資料

日証協の活動

会長会見や政策提言など

 現在位置 [ホーム](#) > [知る](#) > [協会員](#) > ディスクロージャー誌

## ディスクロージャー誌

ディスクロージャー誌とは、金融商品取引法第46条の4に基づき、証券会社が自社の全ての営業所に備え置き公衆の縦覧に供するため、各証券会社において作成したものです。各社の沿革や行っている業務の内容、財務情報等が書かれています。証券会社の本店・支店でディスクロージャー誌を閲覧することが可能となっておりますが、下記の証券会社では、インターネット上で閲覧することができます。

» [証券会社のディスクロージャー誌の読み方](#) new

<a href="#">あ行</a>	<a href="#">か行</a>	<a href="#">さ行</a>	<a href="#">た行</a>	<a href="#">な行</a>	<a href="#">は行</a>	<a href="#">ま行</a>	<a href="#">や行</a>	<a href="#">ら行</a>	<a href="#">わ行</a>
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

### あ行

- » [藍澤証券\(株\)](#)
- » [いちよし証券\(株\)](#)
- » [岩井コスモ証券\(株\)](#)
- » [宇都宮証券\(株\)](#)
- » [エイチ・エス証券\(株\)](#)
- » [エース証券\(株\)](#)
- » [SMB C日興証券\(株\)](#)
- » [SMB Cフレンド証券\(株\)](#)
- » [\(株\) SBI証券](#)
- » [岡三証券\(株\)](#)
- » [岡三オンライン証券\(株\)](#)
- » [オリックスホールセール証券\(株\)](#)

### か行

- » [カネツFX証券\(株\)](#)
- » [共和証券\(株\)](#)
- » [極東証券\(株\)](#)
- » [光世証券\(株\)](#)
- » [KOYO証券\(株\)](#)

▲ [ページトップへ](#)

#### ■ 知る

- > [協会員](#)
- > [わたしの街の証券会社](#)
- > [協会員・外務員処分](#)
- > [ディスクロージャー誌](#)

#### 投資者の方へ

Investors 

#### 学生・教育関係者の方へ

Students and Educators 

#### 市場関係者の方へ

Market participants 

#### 報道関係者の方へ

Press 

じしゅ-きせい  
【自主規制】について

<b>学ぶ</b> 金融・証券に関する学習情報	<b>調べる</b> 各種市場関連の情報	<b>知る</b> 証券会社などの情報	<b>備える</b> 安心して投資をするための情報	<b>資料室</b> 統計情報などの各種資料	<b>日証協の活動</b> 会長会見や政策提言など
----------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------------	---------------------------	------------------------------

現在位置 [ホーム](#) > [知る](#) > [協会員](#) > ディスクロージャー誌の読み方

## ディスクロージャー誌の読み方

### 1. ディスクロージャーの目的

#### (1) ディスクロージャーとは何か

≫ ディスクロージャーとは、「企業の経営内容等の公開」のことです。また、ディスクロージャー誌とは、「経営内容等の情報を掲載した冊子」のことをいいます。証券会社のディスクロージャー誌では、自らがどのような業務を行っているのか、経営内容や財務状況はどうなっているのか、といったさまざまな情報を掲載しています。このように幅広い情報を公開することによって企業の透明性を高め、投資者・消費者からの信頼を維持・向上することを目指しています。

#### (2) ディスクロージャー誌を見るには

- ≫ 金融商品取引法では、「事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない」旨が定められています。証券会社はこの規定に基づきディスクロージャー誌を作成し、本社・営業所等に備え置き、希望すればいつでも自由にご覧いただけるようにしています。証券会社によっては店頭での備え置きに加えて、自社のホームページでディスクロージャー誌を閲覧できるようにしています。
- ≫ 一部の証券会社のディスクロージャー誌については、[こちら](#)にリンクを掲載しております。

### 2. ディスクロージャー誌の内容は

≫ ディスクロージャー誌に掲載されている内容は、財産や収支の状況といった財務内容にとどまらず、経営内容や組織、業務内容など幅広い内容に及んでいます。主な内容を項目別にまとめると次のとおりです。

1. 会社の概要	商号、登録年月日、登録番号、沿革、組織、大株主、役員の氏名、業務の種別、本店その他の営業所等の名称・所在地、紛争解決機関、加入協会の名称、取引参加資格のある取引所の名称、加入投資者保護基金の名称など
2. 業務の状況	当期の業務の概要、業務の状況を示す指標（経営成績等の推移、有価証券引受・売買等の状況等、自己資本規制比率の状況、使用人・外務員の総数）
3. 財産の状況	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、借入金の主要な借入先・金額、保有する有価証券の取得価額・時価・評価損益、デリバティブ取引の契約価額・時価・評価損益、財務諸表に関する会計監査

#### ■ 知る

- > [協会員](#)
- > [わたしの街の証券会社](#)
- > [協会員・外務員処分](#)
- > [ディスクロージャー誌](#)

投資者の方へ  
Investors

学生・教育関係者の方へ  
Students and Educators

市場関係者の方へ  
Market participants

報道関係者の方へ  
Press

じしゅ-きせい  
【自主規制】について

	人等による監査の有無
4. 管理の状況	内部管理の状況、分別管理の状況
5. 連結子会社等の状況	企業集団の構成、子会社等の商号・所在地等

### 3. ディスクロージャー誌を読むポイント

- » ディスクロージャー誌に掲載されているさまざまな情報の中から、会社の経営状況を読み取るという視点で幾つかのチェックポイントを挙げると、次のような項目が考えられます。

1. 会社の財産の状況は	「貸借対照表」で決算期末時点における資産・負債・純資産の状況がわかります。
2. 会社の収支の状況は	「損益計算書」で一年間の収益と費用の状況がわかります。さらに、「営業収益」では証券業からの利益状況がわかります。
3. 自己資本規制比率の状況は	「業務の状況を示す指標」の一項目として「自己資本規制比率」の状況が記載されています。
4. 分別管理の状況は	「管理の状況」の一項目として「分別管理」の状況が記載されています。

- » 会社の経営内容はこれらの項目のうちの一つを見ればわかるというものではありません。設立後もない会社が古くからの会社かということが影響する場合がありますし、主要な業務の違いによって業績への反映の仕方が変わってきます。

### 4. 自己資本規制比率について

- » 証券会社の財務の健全性を測る重要な指標として「自己資本規制比率」があります。
- ・「自己資本」とは、返済の必要がない資金のことです。
- 証券会社の「自己資本」というのは、資本金や準備金などが該当します。
- ・「自己資本規制比率」とは、自己資本から固定的な資産を控除した「固定化されていない自己資本の額」を、様々な事情により発生し得る危険（リスク）に対応する「リスク相当額」で除して算出するものです。
- » 「自己資本規制比率」の算出方法は、金融商品取引法等において定められておりますが、その概要は、以下のとおりです。
- » 証券会社は、有価証券等の売買を頻繁かつ大量に行うという業務の性質上、保有有価証券等の価格変動等、各種リスクをカバーする「固定化されていない自己資本の額」を常に維持している必要があります。金融商品取引法等において、証券会社は自己資本規制比率を一定水準以上に保つことが義務付けられています。
- » ただし、自己資本規制比率を高めることと、自己資本を有効に活用することとは、トレードオフの関係にあります。自己資本規制比率の高低のみで証券会社の健全性を測ることは必ずしも適当ではありません。
- » ディスクロージャー誌に掲載された業務や財産の状況を参考にして、総合的に証券会社の財務の健全性を測る必要があります。

$$\begin{aligned} \text{自己資本規制} &= \frac{\text{固定化されていない自己資本の額}}{\text{リスク相当額}} \times 100 \\ \text{比率 (\%)} &= \frac{\text{①基本的項目} + \text{②補完的項目} - \text{③控除資産}}{\text{④市場リスク相当額} + \text{⑤取引先リスク相当額} + \text{⑥基礎的リスク相当額}} \times 100 \end{aligned}$$

- ① 資本金、資本準備金、利益剰余金、その他有価証券評価差額金（マイナスの場合）、自己株式など
- ② 引当金、劣後債務、その他有価証券評価差額金（プラスの場合）
- ③ 固定資産等
- ④ 保有する有価証券等の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額
- ⑤ 取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に相当する額
- ⑥ 事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得る危険に相当する額

貸借対照表

固定資産等以外の資産	負債	}	固定化されていない 自己資本の額
	引当金、劣後債務等		
固定資産等	自己資本		

※ なお、金融商品取引法では、自己資本規制比率の120%維持義務が課されており、それを下回った場合、金融庁は証券会社に対して監督命令を発することができることになっています。

	自己資本規制比率についての監督命令
140%を下回ったとき	金融庁への届出を要する。
120%を下回ったとき	金融庁は、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命じることができる。
100%を下回ったとき	金融庁は、3か月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

## 6. 分別管理について

※ 分別管理は、文字どおり、お客さまが証券会社に預託した大切なお金や有価証券を、証券会社の資産とは厳格に区分（分別）して管理する制度のことです。ディスクロージャー誌では、顧客分別金信託の状況や有価証券の分別管理の状況について、その金額や具体的な管理方法などが記載されています。

[▲ ページトップへ](#)





近畿日本鉄道 74	000749041	16.4.20	0.95	101.41	101.09	100.97	100.57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
				0.482	0.585	0.625	0.759	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
全日本空輸 28	000289202	16.3.31	1	101.31	101.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
				0.555	0.577	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ 19	000199437	18.1.24	0.21	99.99	99.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
				0.210	0.260	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中国電力 367	003679504	14.7.25	0.33	99.88	99.85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
				0.415	0.443	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
北陸電力 296	002969505	14.3.10	0.5	100.09	100.05	100.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
				0.402	0.445	0.447	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
北陸電力 298	002989505	15.3.10	0.6	100.35	100.31	100.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
				0.416	0.439	0.445	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
北陸電力 300	003009505	16.11.30	0.5	100.09	100.07	100.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
				0.475	0.480	0.499	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東北電力 455	004559506	14.6.25	0.41	99.77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
				0.596	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東北電力 457	004579506	14.12.25	0.44	99.83	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
				0.535	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東北電力 463	004639506	17.6.23	0.72	100.06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
				0.705	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
四国電力 278	002789507	15.11.25	0.45	100.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
				0.446	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
北海道電力 313	003139509	15.12.25	0.63	100.46	100.39	100.21	100.09	99.94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
				0.460	0.485	0.549	0.596	0.650	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東邦瓦斯 35	000359533	14.9.9	0.3	100.22	100.22	100.21	100.18	100.16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
				0.146	0.148	0.154	0.170	0.186	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソフトバンク 36	000369984	16.6.17	1	99.96	99.20	98.73	98.65	98.65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
				1.012	1.258	1.412	1.437	1.440	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソフトバンク 41	000419984	17.3.10	1.47	101.06	100.50	100.10	100.01	99.85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
				1.187	1.336	1.441	1.465	1.510	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソフトバンク 39	000399984	17.9.22	0.74	97.54	97.10	96.31	96.02	95.62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
				1.320	1.427	1.620	1.695	1.794	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<< 円貨建外債 >> Samurai Bonds																			
アソデス開発公社 12	010121071	15.6.30	1	99.36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
				1.291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ギリシャ国債 15	000151086	16.8.22	5	54.56	40.00	33.68	33.22	25.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
				33.734	56.582	72.685	74.117	108.160	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ポｰランド共和国 10	010101243	15.7.29	1.25	100.26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
				1.135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ポｰランド共和国 11	010111243	17.5.30	1.49	101.36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
				1.148	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ANZ銀行 8	010101265	16.2.16	1.09	101.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
				0.572	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

発表データの並び順は、種別毎に銘柄コード順となっております。

御利用にあたっては、以下の注意事項を十分御理解いただきたいと存じます。

この店頭気配情報は、日本証券業協会が定める「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」に基づき、個人投資者向けに発行された社債等の店頭売買（相対取引）の参考となる価格情報を提供することを目的としたもので、投資勧誘を目的として発表しているものではありません。

この店頭気配情報は、個人投資者向けに発行された「国内公募普通社債」及び「国内公募円貨建外債」の店頭売買の参考となる単価・単利利回りです。

この店頭気配情報は、発表日の前営業日午後3時時点における額面100万円程度の売買の基準となる単価、単利利回りについて各報告会員から報告を受け、当該報告値を一覧表にしたものです。また、原則2社からの報告があった銘柄について発表しております。ただし、単独幹事銘柄については、1社からの報告であっても発表対象としております。

これらの店頭気配は、報告会員における対顧客向け買取価格あるいは販売価格ではなく、買い気配と売り気配の仲値です。気配（けはい）とは、売買の目安となる価格のことをいいます。

相場の変動時には、報告会員は、適正な価格の算定が困難な状況となる場合があります。そのような場合には、報告会員は、価格の提示を停止することがあります。

報告会員が、これらの店頭気配により売買取引等の約定を保証するものではありません。実際に御購入したい場合あるいは御売却したい場合には、実際の取引価格につきまして、その都度、取引証券会社の窓口にお問い合わせ願います。また、報告会員においては買取等に応じることができない場合もあります。

報告会員の一覧は、日本証券業協会ホームページに掲載しております。ただし、各銘柄ごとの報告会員の名称等についてのお問い合わせにはお答えできません。

日本証券業協会は、報告会員からの報告値の個々の内容に関するお問い合わせには一切応じません。

この店頭気配情報の一切の権利は、日本証券業協会に帰属しており、電子的又は機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

## 本協会ウェブサイトのアクセス件数について

平成 25 年 4 月 4 日

日本証券業協会

### ○ 本協会ウェブサイトの月間アクセス件数について（平成 25 年 3 月 1 日～3 月 31 日）

#### （1）上位 15 件

順位	ページ名	アクセス数	割合
1	つぶやきシローの人生すごろく	211,812	27.92%
2	売買参考統計値／格付マトリクスダウンロード	77,270	10.18%
3	「株式投資・債券投資・投資信託投資の基礎」等	43,023	5.67%
4	公社債市場（個人向け債券の気配値等）	39,603	5.22%
5	外務員資格・外務員資格試験	38,238	5.04%
6	グリーンシート市場	24,660	3.25%
7	もっと知りたい！Q&A	23,413	3.09%
8	統計情報（売買参考統計値・社債気配値以外）	22,284	2.94%
9	用語集・相場格言集	21,256	2.80%
10	協会員情報	15,036	1.98%
11	各種会議体について	11,266	1.48%
12	金融商品の特徴やリスク	8,656	1.14%
13	自主規制ウェブハンドブック	8,198	1.08%
14	日証協の概要	7,931	1.05%
15	投資者向け注意喚起	5,448	0.72%
合計	(1,600 ページ)	758,682	—

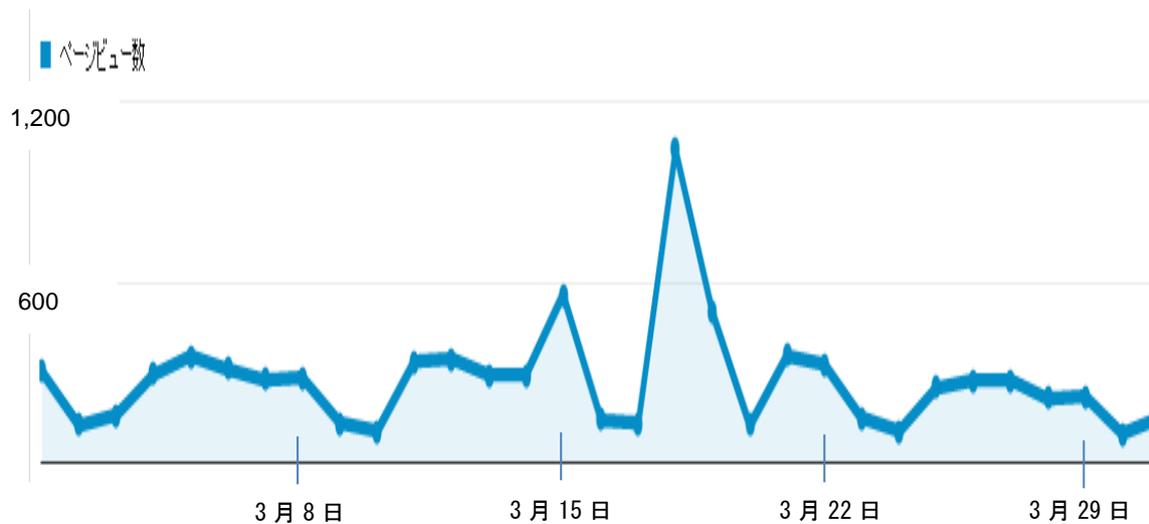
（注）トップページ・インデックスページを除く。

#### （2）「備える」関係

順位	ページ名	アクセス数	割合
1	金融商品の特徴やリスク	8,656	40.27%
2	投資者向け注意喚起	5,448	25.35%
3	証券税制関連	3,408	15.86%
4	あっせん相談センター	1,712	7.97%
5	証券会社等の分別管理について	308	1.43%
合計	—	21,493	—

（注）トップページ・インデックスページを除く。

(3) 「金融商品の特徴やリスク」のアクセス件数推移（日次）



3月15日（金）  
金融商品の特徴やリスクの内容更新

以 上

採用作品 賞金10万円

来年1月から証券税制が大きく変わります。

# 「少額投資非課税制度」愛称募集

(日本版ISA)

日本版ISA推進・連絡協議会

Pick Up Contents

日本株応援キャンペーン  
北陸地場証券9社合同セミナー

「深め〜る川柳大会」開催中!!  
どうしくん壁紙プレゼント!

つぶやきシローの人生すごろく  
プレゼントキャンペーン

- 投資者の方へ  
Investors
- 学生・教育関係者の方へ  
Students and Educators
- 市場関係者の方へ  
Market participants
- 報道関係者の方へ  
Press

トピックス Topics

- New >> 「少額投資非課税制度」(日本版ISA)愛称を募集しています!
- New >> 「J-IRISS」の登録会社数が2,500社に達しました!
- New >> 平成25年度税制改正に係るリーフレットを掲載しました!
- >> 我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会
- >> Facebookページ開設「日本市場や日本企業の再認識と情報発信を考える懇談会」
- >> ゲームで学ぼう!「つぶやきシローの人生すごろく」を配信開始しました。
- >> 会員に関する情報受付窓口を設置しました。
- >> 社債市場の活性化に関する懇談会
- >> 国債の決済期間の短縮化に関する検討状況について
- >> 「顧客に対するわかりやすい書面・説明の在り方に関する懇談会」中間論点整理について

採用作品 賞金10万円 (日本版ISA)

## 「少額投資非課税制度」愛称募集

# 日本版ISA

平成26年から新しい制度が始まります。

### 日本市場や日本企業の再認識と情報発信を考える懇談会

日本市場や日本企業の再認識と情報発信を考える懇談会

JSDA

### 学ぶ

証券投資に関する**学習情報**と、金融経済教育に関する教育関係者向けの情報をご紹介します。

- 動画で学ぼう!よくわかる証券投資の基礎知識
- もっと知りたい!Q&A
- 各種刊行物
- セミナー・イベント
- 金融・証券用語集
- 学校向け提供教材
- 教育関係者向けセミナー情報

### 調べる

公社債市場、グリーンシート、フェニックス銘柄制度など、各種**市場**についての**情報**を掲載しています。

- 公社債市場
- 外国証券市場
- グリーンシート
- フェニックス銘柄制度
- 証券化市場
- その他証券市場関連情報

### 知る

日証協に加入している**協会員**のご紹介や、お住まいの街の証券会社、ディスクロージャー誌などの情報を掲載しています。

- 協会員
- わたしの街の証券会社
- わたしの街のセミナー・講演会
- 協会員/外務員処分
- ディスクロージャー誌

### 備える

トラブルにあわないための情報や、証券税制についての情報など、**投資者**の**皆さまにとって大切な情報**を掲載しています。

- 投資者向けの注意喚起
- 金融商品や取引の特徴やリスク
- 証券税制関連情報
- 証券・金融商品あっせん相談
- 証券会社等の分別管理について

つぶやきシローの人生すごろく  
遊んでね!証券知識普及プロジェクト

動画で見る  
**Japan: Touch point for global growth**

インサイダー取引防止のために!  
動画で見る>> J-IRISS 登録のご案内

ご意見・お問い合わせ  
**情報受付窓口**

東証 日本経済応援P J  
**+YOU** 一人ひとりがニッポン経済

#### ■ 日本証券業協会の活動

- > 日証協とは
- > 会長会見・談話
- > 定款・諸規則
- > 証券業報
- > 自主規制について
  - ・ 自主規制の仕組み・規則制定等のプロセス
  - ・ 自主規制活動に関するお知らせ
  - ・ 上場会社の皆様へ(J-IRISS)

じしゆ-きせい  
【自主規制】  
について

日証協は金融商品取引法に基づく「自主規制機関」です。  
「自主規制」とは、投資者の保護・金融商品市場への信頼確保のため、市場関係者自らが策定した規則によって自らを律することです。

詳細はclick▶

- > [パブリック・コメント](#)
- > [協会員への監査](#)
- > [外務員資格・外務員資格試験とは](#)
- > [政策提言](#)
- > [ベスト証券人章](#)
- > [イベント等](#)
- > [国際活動](#)
- > [採用活動](#)

▶ 一覧を見る



新着情報

すべて

投資者

学生  
教育関係者

市場関係者

報道関係者



RSS

▶ 一覧を見る

- New** 2013年04月01日 [PSJ予測統計値](#)
- New** 2013年04月01日 [「少額投資非課税制度」\(日本版ISA\)愛称を募集しています！](#)
- New** 2013年04月01日 [「J-IRISS」上場会社の70.99%が登録しています！](#)
- New** 2013年04月01日 [「J-IRISS」参加上場会社一覧等](#)
- New** 2013年04月01日 [「わたしの街のセミナー・講演会」の開催情報を更新しました。\(リンク先画面の「わたしの街のセミナー・講演会」より、お入りください。\)](#)
- New** 2013年04月01日 [協会員の異動状況等を更新しました。](#)
- New** 2013年04月01日 [定款・諸規則](#)
- New** 2013年04月01日 [平成25年度税制改正に係るリーフレットを掲載しました！](#)
- New** 2013年03月29日 [「動画で見る日証協の活動～「証券投資に関する全国調査」を掲載しました。](#)
- New** 2013年03月29日 [平成24年度パーソナルファイナンスセミナー開催について](#)
- New** 2013年03月29日 [短期社債等及び私募社債の取引状況等](#)
- New** 2013年03月29日 [インターネット取引に係る株式売買等データを更新しました。\(2013年2月分\)](#)
- New** 2013年03月29日 [選択権付債券売買取引状況](#)
- New** 2013年03月28日 [株券等貸借取引状況\(週間\)](#)
- New** 2013年03月28日 [「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」\(第2回\)の議事概要を掲載いたしまし](#)

■ 資料室

- > [自主規制ウェブハンドブック](#)
- > [統計情報](#)
- > [営業員ガイドブック\(ウェブ版\)](#)
- > [報告書](#)
- > [調査研究](#)
- > [証券統計ポータルサイト](#)

▶ 一覧を見る



採用情報



証券取引等監視委員会



社会貢献への取組み

JSDAメールマガジン

最新の情報を  
メールマガジンで  
お届けします。



▶ ページトップへ



〒103-0025  
東京都中央区日本橋茅場町1の5の8

- > [免責事項](#)
- > [個人情報の取扱い](#)

- > [リンク集](#)
- > [サイトマップ](#)
- > [ご意見・お問い合わせ](#)